

日本治療協会からのお知らせ

日本治療協会は共済会から有限責任中間法人へ 組織形態が変更されました

日本では、保険会社については「保険業法」で規定しており、規定されていない会社は、原則として保険事業を行なってはいけないとなっています。しかし、別の法律で規定している場合は、保険事業をすることができます。典型的な例が、日本郵政公社の「簡易保険」です。これは「簡易保険法」という法律で規定されています。

以前の保険業法では保険業について、「不特定の者を対象に保険の事業をする者」という形で定義されているので、不特定の者を対象にしない「特定の者だけを対象にする保険事業を共済とよぶ」という慣習ができました。

今、共済は二つに区分されています。

(1) 保険業法の規制には該当しないが他に何らかの法律が存在して、その法律によってその共済の保障事業が規制されている。

(2) 法律がなく、特別な規制も受けない共済の保険事業。前者を「根拠法のある共済」、「制度共済」などと呼ぶのに対し、後者は「根拠法のない共済」、「無認可共済」などと呼ばれます。「無認可」といっても別に法律違反ではありません。認可が無いのは認可が要らないからという程度の意味です。「根拠法のある共済」で、一番大きいのがJA共済で、これ以外にも「県民共済」「こくみん共済」「COP共済」などがあり、それぞれに根拠法があります。

ご承知の方も多いと思いますが、本年4月1日付でこの根拠法のない共済への業法の適用など、保険業法およびその関連法規が大幅改正となりました。この中で下記の条件以外の共済会は廃業するか、9月30日までに『特定保険業者』として届出をし、さらに08年3月1日までに「保険会社」または「小額短期保険会社」になることが義務付けられました。

- ・ 根拠法のあるもの
- ・ 加入者が1000人以下であるもの
- ・ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの等
除外事項として定めがあるもの。

そこで根拠法がなく、施術家のご支援のおかげで加入者が多い日本治療協会は、施術家に一番メリットのある方法を模索し右記の選択をしました。

手技療法家向けの保険は、一般的には個人で手配するのは困難です。個々の業界団体が会員向けに保険手配をしている例がよく見受けられます。その場合、業界団体への入会金、年会費、更に保険料または保障料の支払いなど、経費がかかる事が多いようです。

== 日本治療協会の制度 ==

日本治療協会は手技療法家および民間手技施術家の立場を保護し、手技業界の地位向上および発展を目的とする団体です。本会は、会員に対する様々な福利厚生の一つとして賠償責任保険を会員全員に提供しています。入会金はいただきません。

JHA日本治療協会が提供する主な福利厚生

- ・ 無料相談（アドバイス）
- ・ 手技療法に関する情報提供
- ・ 当会ホームページへの求人情報の無料掲載
- ・ 賠償責任保険の適用 など

賠償責任保険に関しては、本会が法人として損害保険会社と包括契約を締結しており、有限責任中間法人の社員である本会会員すべてが被保険者となっております。別途、保険料の負担は不要です。既会員様も1事故あたりの賠償金は従来通り同額となっております。賠償責任保険の適用と様々な福利厚生がミックスした新たな有限責任中間法人日本治療協会にご期待下さい。

ご注意

手技療法家の方が手技のために損害賠償保険に加入されているのであれば、証券を確認し発行元が保険会社であるかどうか確認することをお勧めいたします。保険会社であれば問題ありませんが、その他の団体である場合は左記の理由から今加入している保険（保障）がどうなるのか必ずご確認下さい。
他の団体、共済であってもご心配の場合はご相談下さい。

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間資格者
会員種別
正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA 有限責任 日本治療協会
中間法人

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

TEL:03(5289)8171

FAX:03(5289)8173

TEL 受付: 10:00~18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 東京都神田郵便局 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp